

建築審査会審議概要

会議名	令和元年度第5回札幌市建築審査会	
開催日時	令和2年3月26日(木) 午後2時00分～午後4時00分	
開催場所	札幌市役所本庁舎 12階 3号会議室	
出席者	委員	森会長、宮浦委員、園田委員、星原委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員1名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員1名 政) 都市計画部地域計画課地域計画係長、特定地域担当係長、係員2名
審議結果	議案第1号及び第2号は「同意」 議案第3号は次回審査会にて再度審議する	
議事概要	<p>(1) 議案第1号</p> <p>一般型総合設計制度により、容積率の限度を超えてホテルを増築したい旨の許可申請（法第59条の2第1項）</p> <p>【主な質疑】（○は委員の発言、●は説明員の発言）</p> <p>○歩行者の安全対策として、駐車場の出入り口にカーブミラーや出庫灯を設けるとのことだが、視覚だけでなく音による警告で車の接近を知らせることも有効であるように思う。</p> <p>●意見を踏まえ、安全な計画とするよう事業者申し伝える。</p> <p>○本計画では、オープンスペースの表示板を内側に向けて設置するようであるが、歩道を通行する人に認知してもらえよう、敷地外側に向けて設置すべきと思う。</p> <p>●本計画では、敷地内の2か所に表示板を設置予定であり、一つはオープンスペースの内側、一つは敷地外側に向けて設置する計画となっている。</p> <p>いただいた意見は事業者へ申し伝える。</p> <p>○特に否定的な意見はなかったので、同意ということにしたい。</p> <p>(2) 議案第2号</p> <p>拠点型総合設計制度により、容積率の限度を超えて事務所を新築したい旨の許可申請（法第59条の2第1項）</p> <p>【主な質疑】（○は委員の発言、●は説明員の発言）</p> <p>○本計画における南側の歩道状空地の一部について、評価されていな</p>	

いものがあるがなぜか。

- 現在評価している歩道状空地の範囲で歩行空間として必要な空間は確保されていることから、これに接するピロティ下の空間は評価しないこととした。なお、運用上は歩道状空地と一体的に開放することで調整している。

○立体駐車場への車の出入りと歩行者の動線が交差する部分について、安全対策等はどのように考えているか。

- 立体駐車場に出入りする車両の見通しを確保するため、当該駐車場は歩道状空地からセットバックした位置に計画している。また、前面道路の交通量が多くないことから、一定の安全性は確保されているものとする。

○特に否定的な意見はなかったため、同意ということにしたい。

(3) 議案第3号

都心型総合設計制度により、容積率の限度を超えてホテルを新築したい旨の許可申請（法第59条の2第1項）

【主な質疑】（○は委員の発言、●は説明員の発言）

○屋内に計画するオープンスペースは、その設え等から、単なるホテルの一部として認識されやすいように思う。

総合設計制度におけるオープンスペースは、周囲と連続性があり、歩行者が気兼ねなく利用できるものを想定するが、本計画ではそのような使い方が想定されにくい。

また、オープンスペースをイベント利用することについても評価するとしているが、イベント開催の担保性が欠けているように思う。

- 今一度事業者と調整し、次回審査会にて再度審議いただきたい。

○次回審査会において再度審議することにした。

(4) 報告事項

- ・令和元年度第4回建築審査会で同意を得た案件に関し、審査会の意見を踏まえたその後の対応について
- ・接道規制に係る許可の包括同意基準の廃止について

以上

連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当）
電話番号：011-211-2859